

第1章 公共施設マネジメント計画の位置付け等

1. 公共施設マネジメント計画の背景と目的

これまで、市では社会環境の変化、市民ニーズの多様化などに応える形で様々な公共施設を整備してきましたが、その多くは、経年による施設の老朽化や設備、機能の低下など、今後、本格的な大規模改修や建替えが集中する時期を迎えることになります。対して、人口減少や超高齢社会の進行に伴い、税収の減少等が予想される厳しい財政状況の中では、現在の公共施設を維持更新するための財源を確保していくことは、市政経営に大きな負担となり、ひいては真に必要な行政サービスまで影響を及ぼしかねないことが予測されます。

そこで、「日光市公共施設マネジメント白書」及び「総合的な視点に基づく保全計画」から見てきた公共施設の現状と課題を踏まえながら将来を見据え、安定した行政サービスを維持・提供していくために、公共施設の総量圧縮、長寿命化、機能移転等を前提とした全体方針や改善策を取りまとめ、実行していく必要があります。

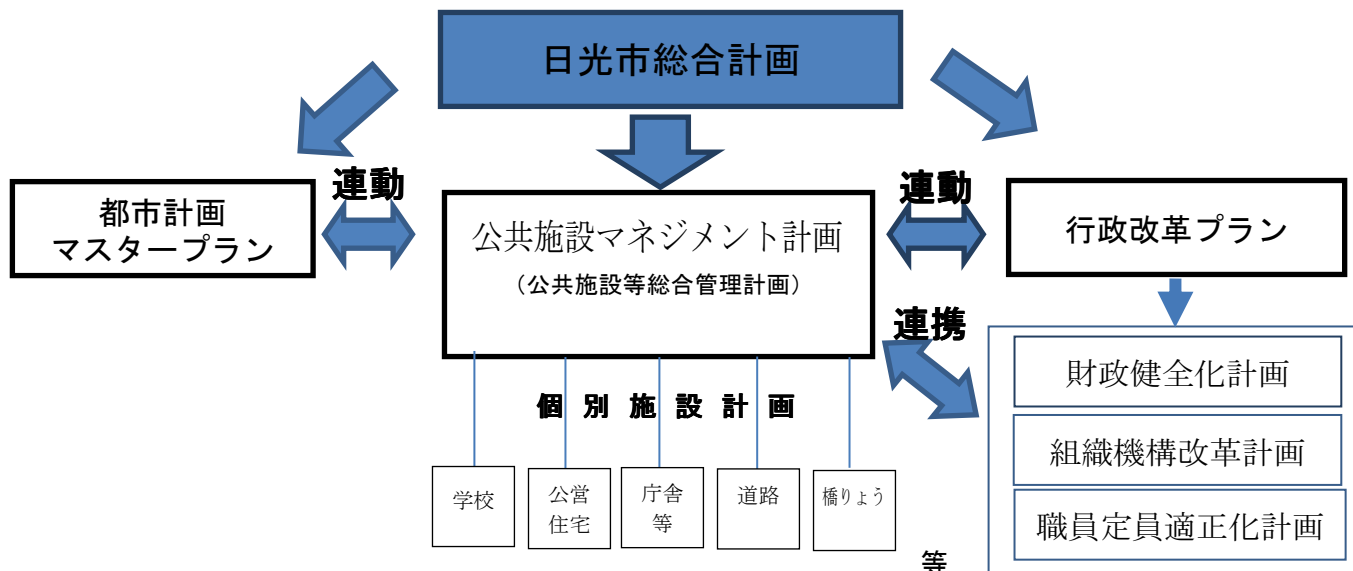
また、この問題に関して、平成26年度以降、国の施策も大きく転換され、公共施設、インフラ（道路、橋りょう、上下水道）を含めた自治体の資産を財政面を含め将来的に維持するための方法を明らかにするための「公共施設等総合管理計画」の策定を各自治体に求めています。

市の状況や国の流れも踏まえ、「公共施設等総合管理計画」を兼ねる計画として、市の将来を担う次の世代の過度な負担とならないよう、公共施設の有効活用と改善に向けて取り組んでいくことを目的とした日光市公共施設マネジメント計画（以下「マネジメント計画」）を策定するものです。

2. 計画の位置付け

マネジメント計画は、日光市の公共施設等総合管理計画としての位置づけであり、本市の上位計画である「日光市総合計画」に基づき、各施策分野の中の施設面の取組みに関して、横断的な指針として提示するものです。

なお、「行政改革プラン」「都市計画マスタープラン」といった関連する各計画や財政運営との連動・調整を図りながら、公共施設等の総合的な管理を行うものとしします。



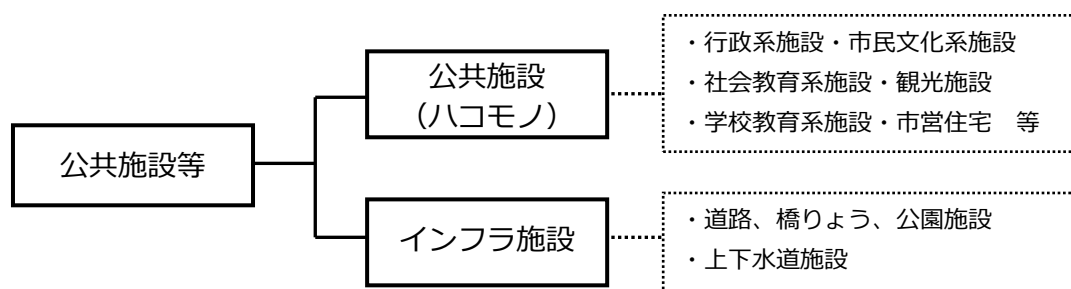
3. 対象施設

本市が保有する公共施設等（「公共施設（ハコモノ）」と「インフラ施設」）を対象とします（保有基準：平成 25 年度末）。

公共施設（ハコモノ）は、行政系施設（庁舎、消防等）、市民文化系施設（文化会館、公民館、コミュニティセンター、集会所等）、社会教育系施設（美術館博物館等、図書館）、観光施設、産業系施設、医療・福祉施設、スポーツ施設、学校教育系施設、子育て支援施設、プラント系施設、市営住宅の分野を対象とします。

インフラ施設の分野は、道路、橋りょう、公園、上水道、下水道施設を対象とします。

《対象施設の構成イメージ》



4. 公共施設マネジメントの全体構成

この「公共施設マネジメント計画」では、実態把握、詳細把握に基づく、課題解決に向けた基本的な考え方と改善の方策を示すとともに、今後の再編・保全の考え方を整理しています。

本計画を実行していくための、施設ごとの再編・保全の具体的取り組み内容については、「実行計画」において示します。

5. 計画期間

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点による検討が必要となることから、計画に盛り込む施設の対象期間を、平成 26 年度（2014 年度）から平成 65 年度（2053 年度）までの 40 年間の将来推計に基づき策定します。

計画期間については、策定作業に充てた平成 26 年度を除く平成 27 年度（2015 年度）から平成 65 年度（2053 年度）までの 39 年間を計画期間とします。

また、平成 27 年度から平成 35 年度（2023 年度）までの 9 年間を第 1 期として、以後 10 年間ごとに第 2 期、第 3 期及び第 4 期に分け、期ごとに具体的な実行計画を策定します。

なお、計画のローリングについては、10 年間の期ごとの見直しのほか、最初の 5 年間が経過した時点で実行計画の進捗状況等を検証して見直し、次期の実行計画に反映します。加えて、歳入減や扶助費等の増加など、財政試算の前提条件に変更が生じた場合にも適宜見直しを行うこととします。

《マネジメント計画全体概念図》

